


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式


**【表紙】**  
**【提出書類】** 変更報告書 No. 3  
**【根拠条文】** 法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書  
**【提出先】** 関東財務局長  
**【氏名又は名称】** 弁護士 森下 国彦   
**【住所又は本店所在地】** 東京都港区六本木六丁目 6-1 泉ガーデンタワー  
 アンダーソン・毛利 法律事務所  
**【報告義務発生日】** 平成 15 年 10 月 20 日  
**【提出日】** 平成 15 年 10 月 23 日  
**【提出者及び共同保有者の  
総数 (名)】** 3 名  
**【提出形態】** 連名

## 第 1 【発行会社に関する事項】

## 1 【発行会社】

発行会社の名称	(株) 光波
会社コード	6876
上場・店頭の別	店頭
上場証券取引所	
本店所在地	〒176-0022 東京都練馬区向山 2-6-8

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェーエフ・アセット・マネジメント・リミテッド
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コーノート・ロード 8、チャーター・ハウス 21階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和49年11月26日
代表者氏名	ケン・W・M・タム
代表者役職	ダイレクター
事業内容	インベストメント・マネジメント

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

顧客の資産運用を図り、有価証券等への投資の一部として、日本株券を保有するファンドでの買付にかかるもので、純投資を目的としている。

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			364,800
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 364,800
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 364,800		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年10月20日現在)	S 6,822,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	4.96%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	4.37%

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2003年9月17日	株券	3,600	取得	
2003年9月18日	株券	15,400	取得	
2003年9月19日	株券	15,000	取得	
2003年9月19日	株券	2,200	処分	
2003年9月22日	株券	4,700	取得	
2003年9月24日	株券	3,400	取得	
2003年9月25日	株券	6,100	取得	
2003年9月25日	株券	3,100	処分	
2003年9月26日	株券	5,500	取得	
2003年9月26日	株券	1,800	処分	
2003年9月29日	株券	3,100	取得	
2003年9月29日	株券	900	処分	
2003年9月30日	株券	8,300	取得	
2003年9月30日	株券	5,800	処分	
2003年10月1日	株券	3,700	処分	
2003年10月2日	株券	8,200	取得	
2003年10月2日	株券	7,000	処分	
2003年10月3日	株券	2,100	取得	
2003年10月3日	株券	2,600	処分	
2003年10月6日	株券	2,900	取得	
2003年10月10日	株券	3,700	取得	
2003年10月15日	株券	5,400	取得	
2003年10月16日	株券	31,800	取得	
2003年10月17日	株券	40,000	取得	
2003年10月20日	株券	66,800	取得	

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	1, 278, 432
上記内訳 (具体的に)	顧客勘定
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1, 278, 432

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント（ユーケー） リミテッド
住所又は本店所在地	英国 EC2V 7RF ロンドン、オルダーマンブリー 10
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和49年2月27日
代表者氏名	バプロ・フォレロ
代表者役職	ダイレクター
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

(2)【保有目的】

顧客の資産運用を図り、有価証券等への投資の一部として、日本株券を保有するファンドでの買付にかかるもので、純投資を目的としている。

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			130,900
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 130,900
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 130,900		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年10月20日現在)	S 6,822,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	1.92%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	1.45%



(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2003年8月19日	株券	22,000	処分	
2003年8月20日	株券	6,100	処分	
2003年8月28日	株券	100	処分	
2003年9月1日	株券	100	取得	
2003年9月5日	株券	15,000	取得	
2003年9月9日	株券	5,000	取得	
2003年9月10日	株券	4,000	取得	
2003年9月18日	株券	20,000	取得	
2003年10月1日	株券	6,000	取得	
2003年10月7日	株券	15,300	取得	
2003年10月9日	株券	5,000	取得	
2003年10月10日	株券	700	取得	
2003年10月14日	株券	4,000	処分	
2003年10月16日	株券	20,000	取得	
2003年10月16日	株券	3,500	処分	
2003年10月20日	株券	31,900	取得	
2003年10月20日	株券	200	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	563,437
上記内訳 (具体的に)	顧客勘定
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	563,437

②【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
住所又は本店所在地	〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年10月18日
代表者氏名	高田 三喜雄
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託業及び投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

投資一任契約及び投資信託による純投資
--------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			278,600
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 278,600
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 278,600		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年10月20日現在)	S 6,822,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	4.08%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	4.44%

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2003年8月18日	株券	12,400	処分	
2003年8月29日	株券	1,000	処分	
2003年9月2日	株券	3,700	処分	
2003年9月3日	株券	3,300	処分	
2003年9月4日	株券	4,300	取得	
2003年9月4日	株券	1,000	処分	
2003年9月5日	株券	7,100	取得	
2003年9月10日	株券	7,600	取得	
2003年9月10日	株券	2,300	処分	
2003年9月11日	株券	2,100	取得	
2003年9月16日	株券	200	処分	
2003年9月17日	株券	900	処分	
2003年9月19日	株券	1,600	取得	
2003年9月22日	株券	900	取得	
2003年9月24日	株券	200	取得	
2003年9月25日	株券	300	取得	
2003年9月26日	株券	1,900	処分	
2003年9月29日	株券	900	処分	
2003年9月30日	株券	6,400	処分	
2003年10月1日	株券	4,100	処分	
2003年10月2日	株券	7,400	処分	
2003年10月3日	株券	5,700	取得	
2003年10月3日	株券	2,800	処分	
2003年10月6日	株券	4,800	取得	
2003年10月7日	株券	6,000	取得	
2003年10月10日	株券	2,200	取得	
2003年10月14日	株券	3,600	取得	
2003年10月16日	株券	5,600	取得	
2003年10月17日	株券	4,400	取得	
2003年10月20日	株券	9,400	取得	
2003年10月20日	株券	33,400	処分	

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	719,373
上記内訳 (具体的に)	顧客勘定
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	719,373

## ②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ジェーエフ・アセット・マネジメント・リミテッド  
 (2) ジェー・ビー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(ユークー) リミテッド  
 (3) ジェー・ビー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			774,300
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 774,300
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 774,300		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成15年10月20日現在)	S 6,822,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	11.35%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	10.26%


## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that JF Asset Management Limited, a corporation with its principal office at 21<sup>st</sup> Floor, Chater House, 8 Connaught Road Central, Hong Kong (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Tsuyoshi Nagahama and Kunihiko Morishita, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 8th day of October, 2003.

JF Asset Management Limited

  
\_\_\_\_\_  
Ken W.M. Yam  
Director

(訳文)

## 委任状

中華民国、香港、セントラル、コーノート・ロード 8、チャーター・ハウス 21階に本店を有するジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド (以下「当社」という。)は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。)を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は 2003 年 10 月 8 日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェーエフ・アセット・マネジメント  
リミテッド

\_\_\_\_\_  
(署名)

ケン・W・M・タム  
ダイレクター

**POWER OF ATTORNEY**

**THIS POWER OF ATTORNEY** is granted by way of a Deed on this 3 day of October 2003, whereby J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited, a company incorporated under the law of England and Wales under registration number 1161446 whose registered office is situated at 10 Aldermanbury, London EC2V 7RF, England (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Tsuyoshi Nagahama and Kunihiko Morishita, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges.

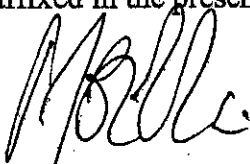
The attorney is not authorised to sub-delegate or substitute to any other person any of the powers or authority granted to him under this Power of Attorney.

**THIS POWER OF ATTORNEY** shall continue in full force and effect for a period of 6 months from the date hereof.

**THIS POWER OF ATTORNEY** shall be governed by and construed in accordance with the laws of England.

**IN WITNESS WHEREOF** this Power of Attorney is executed as a Deed and delivered on the date written at the start of this Deed.

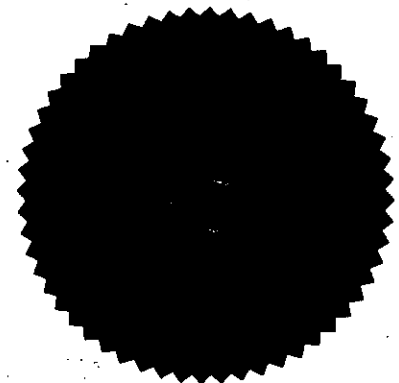
The common seal of  
J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited  
Was affixed in the presence of:



Name: Mark Barry Ewart White  
Director



Name: Richard William Oswald  
Director



(訳文)

## 委任状

英国 EC2V 7RF ロンドン、オルダーマンブリー10 に本店を有し、英国法およびウェールズ法に基づき設立された、登録番号 1161446 のジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント (ユーケー) リミテッド (以下「当社」という。) は、2003年10月3日付けで、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。

本委任状は、本日より6ヶ月間効力を有する。

本委任状は、英国法に準拠する。

上記の証として、当社は、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・  
アセット・マネジメント (ユーケー)  
リミテッド

(署名)

マーク・バリー・エワート・ホワイト  
ダイレクター

(署名)

リチャード・ウィリアム・オスワルド  
ダイレクター

## 委任状

東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに本店を有するジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年 10月15日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・  
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

代表取締役社長  
高田 三喜雄 (印)

